

【件名】島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式

No.	質疑項目	質疑内容	回答
1	落札金額公表について	落札結果の公表は総額のみで、単価の公表はなしという認識でよろしいですか。	総額及び契約単価を公表します。
2	落札後の協議について	仮に当社が落札した場合、契約書（案）の内容について協議いただくことは可能ですか。	可能です。 なお、契約に際しては、入札説明書に添付する契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払いの方法等については、落札業者と個別協議のうえ、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。
3	入札金額の積算方法及び端数処理について	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ・基本料金および電力料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。 ・月別合計金額は、各月毎に基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理（単位を1円とし、その端数は切捨て）する。	基本料金及び電力量料金の各月額については1円未満の端数処理は行わず、月毎の電気料金合計額は1円未満の端数を切り捨てた金額とします。
4	契約書について	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	入札説明書に添付する契約書（案）では、「本契約に定めのない事項については、売主の定める要綱等に従い、買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。」としており、通知のみにより契約金額を変更することができる旨の追記は認められません。
5	燃料費等調整額及び再生エネルギー発電促進賦課金について	当社が落札した場合、当社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承くださいませ。	承知しました。 なお、契約に際しては、入札説明書に添付する契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払いの方法等については、落札業者と個別協議のうえ、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。
6	燃料費等調整について	・供給期間中において燃料費等調整を行わない（燃料費等調整額を請求しない）メニューでの応札は可能でしょうか。 ・（上記が可能な場合）現在の入札仕様書では、燃料費等調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。一方で、燃料費等調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費等調整額が加算または減算される（燃料費等調整自体がない場合もある）ことから、実際のご負担となる燃料費等調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。	燃料費等調整を行わないメニューでの応札も可能です。 入札金額の算定にあたっては入札説明書の通りです。 燃料費等調整制度は質疑内容の通り各社で異なるため実際の負担となる燃料費等調整額込みの料金では必ずしも落札者が最安とならないケースも考えられます。しかし、仮に燃料費等調整単価を一般配電事業者のものにした場合、落札者の燃料費等調整単価が一般配電事業者より安価であった場合は必ずしも落札者が最安とならないケースもあります。よって、落札者の決定に当たり、燃料費等調整額制度は考慮しません。
7	契約について	仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか。（成立しますか） 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則（違約金の支払い等）はありますか。	落札者決定後に指名停止措置が講じられたとしても、入札説明書12契約に基づき、契約を締結します。
8	委任状について	郵送で入札提出する場合、島根県の入札参加資格者名簿に登録されている受任者が入札する場合には、委任状の提出は不要という認識でよろしいですか。その場合、事前提出書類及び入札書の代表者氏名欄は、受任者名でよろしいですか。 また、上記とは別の受任者（事業所の長）で契約することは可能ですか。可能な場合、委任状の提出は不要でよろしいですか。	入札参加資格者名簿に登録されている受任者が入札される場合は、委任状の提出は不要です。受任者名により事前提出書類及び入札書のご提出をお願いします。 また、入札書に記載された受任者と契約締結することとします。
9	役員名簿（様式第3号）について	役員名簿の様式について、記載枠が不足している場合、添付の様式に「別紙のとおり」と記載の上、任意様式の別紙を貼付してもよろしいですか。	役員名簿（様式第3号）に記載すべき内容を満たしていれば、左記のとおり任意様式を添付いただいで構いません。
10	入札保証金免除を希望する場合の提出書類について	「規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行した者の場合納入実績を証明する書類として、契約書の写し等を提出すること」とありますが、ご契約者以外の第三者へ開示できない情報については、マスキングしての提出となります。ご了承くださいませ。	承知しました。
11	提出書類について	事前提出書類及び入札書に押印は不要という認識でよろしいですか。また、記載する日付は作成日を記入するという認識で相違ないですか。	その通りです。
12	入札可否について	国の「電気・ガス料金支援」にもとづく値引き（以下、「電気・ガス料金支援に係る特別措置」）は小売事業者ごとに実施されており、事業者によって値引き適用期間が異なる場合があります。 そのため現在の契約において、当社以外の事業者から「電気・ガス料金支援に係る特別措置」を受けられており、かつ当社が落札した場合、「電気・ガス料金支援に係る特別措置」の適用期間が1ヶ月分短くなる（2025年4月分が適用されない）可能性があります。入札への参加は可能でしょうか。 （上記が不参加の場合） 当社の「電気・ガス料金支援に係る特別措置」が適用されない可能性がある期間は2025年4月分のみとなるため、例えば当社の応札金額に影響額（4月分使用電力量×0.7円/kwh【税込】）を加算いただく等、落札者の決定にあたり「電気・ガス料金支援に係る特別措置」の影響額を考慮いただくことで入札へ参加することは可能でしょうか。	入札への参加は可能です。 入札金額の算定にあたっては入札説明書の通りです。
13	予備電力（予備線）について	予備線の契約電力は、内訳書に記載の361kWとし、入札金額を算定する認識で相違ありませんか。 当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点第3位まで生じることがあります。入札金額を積算するにあたり、小数点第3位までの単価を用いて積算し、仮に当社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価での契約となりますが、ご了承くださいませ。	その通りです。 承知しました。 ただし、入札付属書（内訳計算書）（様式第5-2号）に記載する月毎の電気料金合計欄には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載してください。